



県 章

# 滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)  
3 月 14 日  
号 外  
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

## 目 次

### 監 査 委 員 公 告

監査の結果に関する報告の公表公告 ..... 1

## 監 査 委 員 公 告

### 監査の結果に関する報告の公表公告

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 199 条第 2 項の規定に基づき執行した行政重点監査の結果に関する報告を、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

平成 19 年 3 月 14 日

滋賀県監査委員	上	田	彰
"	三	宅	忠
"	柊	勝	次
"	中	森	武

### 監査の結果に関する報告

#### 第 1 監査のテーマ

普通財産 (土地) の管理について

#### 第 2 監査の趣旨・目的

県が所有する土地は、県民共通の財産であり、有効に活用されることが期待されている。しかしながら、これらの財産の中には行政機関の統廃合や建物の老朽化などにより、現実には利用されていないものも存在している。このため、県有普通財産の現況を把握し、維持管理は適正に行われているか、貸付財産について貸付理由は妥当か、未利用財産について活用や処分の計画が具体化されているかなどについて監査し、県有財産の有効活用の推進に資することを目的とする。

#### 第 3 監査の範囲

監査の対象財産および対象機関

平成 18 年 3 月 31 日現在において県が所有する普通財産である土地 (山林を除く。) を対象財産とし、公有財産に関する事務を総括する予算調整課および対象財産を管理する所属 28 課を対象機関とした。(19 頁～23 頁資料 1 のとおり)

#### 第 4 監査の着眼点

監査の実施にあたっては、次の事項に着目し、実施した。

- (1) 普通財産である土地の管理は適切に行われているか。
- (2) 普通財産である土地を貸し付けている場合、その貸付理由は適切か。また、その事務処理は適正に行われているか。
- (3) 普通財産である土地のうち利用されていないものについて、今後の利用計画や処分計画が検討されているか。また、その計画の具体化の状況はどうか。

(4) 平成14年度包括外部監査の対象となった未利用地・貸付地の活用や処分等が適切に行われているか。

## 第5 監査執行年月日

平成19年1月18日、1月19日、1月22日、1月25日

## 第6 監査の実施方法

監査の実施方法は、監査対象機関から提出された監査資料に基づき、事務局職員が予備調査を実施し、その結果を踏まえて監査委員による監査を実施した。

また、1月25日には5箇所現地調査を実施した。

## 第7 監査の結果および意見

### 1 監査結果

#### (1) 概要

県が所有する財産は、地方自治法（昭和22年法律第67号）上、公有財産、物品および債権ならびに基金に分けられ、このうち公有財産は、土地や建物などの不動産、船舶、地上権、特許権などに分けられる。

公有財産は、行政財産と普通財産に分類されるが、行政財産とは現に公用または公共用に供し、または供することを決定した財産であり、普通財産とは行政財産以外は一切の財産である。

なお、普通財産は、原則として一般私法の適用のもとに、これを貸し付け、交換し、売り払い、譲与し、もしくは出資の目的とし、またはこれに私権を設定することができる。

公有財産の取得、管理および処分については、地方自治法第149条第6号の規定により地方公共団体の長が行うが、具体的には滋賀県公有財産事務規則（昭和40年2月1日滋賀県規則第1号。以下「規則」という。）に基づき行っている。

平成17年度決算付属書類の滋賀県財産に関する調書によると平成18年3月31日現在において、県が所有する普通財産である土地（同調書による山林を除く。）の面積は、3,101,415.00㎡であり、各部局の現況別の所有状況は、表1のとおりである。

部局別では、件数では総務部が62件と最も多く、次いで土木交通部が39件となっている。また、面積では、県民文化生活部が1,331,264.80㎡と最も広く、全体の42.9%を占めており、その中の主なものは、野洲川廃川敷の地域総合整備事業用地849,238.46㎡とびわこ文化公園都市の地域総合整備事業用地474,952.60㎡である。

また、現況を「貸付」、「未利用」、「県の使用」および「その他」の4区分に分けると、件数では「貸付」が108件と最も多く、面積では「未利用」が1,202,100.73㎡と最も広い。

表1 普通財産である土地の部局別、現況別の所有状況

部局	公有財産台帳記載		現況別内訳							
	面積		貸付		未利用		県の使用		その他	
	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
政策調整部	9	288,796.49	3	159,342.62	6	115,285.75	2	14,168.12		

総務部	62	309,509.23	40	116,240.70	16	49,755.68	18	83,928.21	7	59,730.82
県民文化生活部	10	1,331,264.80	6	49,513.67	8	661,716.31	3	443,178.66	2	176,856.16
琵琶湖環境部	6	44,728.61	6	44,919.52						
健康福祉部	25	561,530.68	22	259,686.85	4	26,598.22	2	583.63	3	273,457.51
商工観光労働部	10	30,717.03	7	28,219.45	1	304.00	2	656.69	1	1,525.58
農政水産部	4	48,216.16	3	43,264.49	1	5,038.70				
土木交通部	39	470,862.31	12	118,878.21	22	342,596.48	6	3,842.12	6	15,223.99
教育委員会	8	14,785.01	8	4,376.78			5	10,156.44		
警察本部	2	1,004.68	1	199.09	2	805.59				
計	175	3,101,415.00	108	824,641.38	60	1,202,100.73	38	556,513.87	19	526,794.06

(注 1) 現況別内訳のうち、

「未利用」とは、平成 18 年 3 月 31 日現在、現に利用されていないもの

「県の使用」とは、県が直接使用しているもの（職員住宅敷地、県道敷地等）

「その他」とは、県が直接使用しているものではないが、何らかの形で使用しているもの（残置森林等）

をいう。

(注 2) 「貸付」の面積は実測面積であり、「公有財産台帳記載面積」は登記簿記載面積であるため、現況別内訳の面積の合計は公有財産台帳記載面積の合計と必ずしも一致しない。

(注 3) 一つの財産で貸付部分と未利用部分に分かれているものなどがあるため、現況別内訳のそれぞれの件数の合計は、公有財産台帳の件数の合計と必ずしも一致しない。

## (2) 貸付財産の状況

### ア 貸付先・用途

監査対象財産 175 件のうち、貸し付けている財産は全体で 108 件あるが、その中には 1 つの財産を区分して 2 以上の相手方に貸し付けているものもあることから、契約件数は 171 件である。

貸付財産の貸付先別の契約件数および面積は、表 2 のとおりであり、用途別の契約件数および面積は、表 3 のとおりである。

貸付先別の契約件数では、「市町」が 72 件と最も多く、次いで「民間企業・個人」の 47 件である。

また、用途別では、「国・市町、公益法人等の公共・公益施設用地」として使用しているものが 93 件と最も多く、次いで「民間事業用地・住宅用地」の 45 件である。

表 2 貸付先別の契約件数・面積

貸付先	契約件数	面積 (㎡)
国・独立行政法人	11	41,962.58
市町	72	430,923.93
公共的団体・公益法人等	41	329,178.76
民間企業・個人	47	22,576.11
計	171	824,641.38

表 3 貸付財産の用途別の契約件数・面積

用 途	契約件数	面積 (㎡)
国、市町、公益法人等の公共・公益施設用地	93	701,979.11
国道・市町道用地	22	23,150.90
宿舎・宿泊施設用地	5	8,139.12
民間事業用地・住宅用地	45	15,450.42
その他(競輪場、駐車場、資材置場等)	6	75,921.83
計	171	824,641.38

## イ 貸付年数

貸付財産の貸付年数別、用途別の契約件数および面積は、表 4 のとおりである。貸付年数(貸し付けを開始してから平成 17 年度末までの年数)では、10 年超 20 年以内のものが 48 件と最も多く、次いで 5 年以内の 39 件である。

なお、貸付年数が 40 年を超えるものも 17 件あるが、これらのうち 12 件は法人の事務所または個人の住宅の用に供されている。貸付年数が最も長いものは、石山南郷県有地であり、個人に住宅用地として昭和 14 年 11 月から 66 年余りにわたり貸し付けているものである。

表 4 貸付年数別、用途別の契約件数・面積

貸付年数		用途別の契約件数・面積					
		国、市町、公益法人等の公共・公益施設用地	国道・市町道用地	宿舎・宿泊施設用地	民間事業用地・住宅用地	その他(競輪場、駐車場、資材置場等)	計
5年以内	件数	19	3		15	2	39
	面積(㎡)	41,349.96	1,247.62		1,333.00	3,163.07	47,093.65
5年超 10年以内	件数	19	3		6	2	30
	面積(㎡)	57,168.94	8,979.85		2,004.13	7,844.50	75,997.42
10年超 20年以内	件数	32	8	2	5	1	48
	面積(㎡)	311,125.11	8,795.34	7,790.00	1,044.71	64,733.59	393,488.75
20年超 40年以内	件数	21	8		7	1	37
	面積(㎡)	289,721.14	4,128.09		7,131.93	180.67	301,161.83
40年超	件数	2		3	12		17
	面積(㎡)	2,613.96		349.12	3,936.65		6,899.73
計	件数	93	22	5	45	6	171
	面積(㎡)	701,979.11	23,150.90	8,139.12	15,450.42	75,921.83	824,641.38

## ウ 貸付料

貸付料については、昭和 51 年 3 月の滋賀県公有財産審議会答申による算定方法および平成 16 年 2 月 25 日付け予算調整課長通知による負担調整措置に基づき算定している。

また、借受先において、公用もしくは公共用または公益事業の用に供するものについては、滋賀県財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和 39 年 3 月